

館林特設行政相談所

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、幅広い行政分野の相談に応じます。

不動産登記

相続で土地や建物の名義を変更するには？

道路

路面が破損している。

福祉

生活に困っており、生活保護を受給したい。

社会保険

年金の受給手続は？



その他、困りごとをどこに相談したらよいのかわからない、役所の説明に納得できないといった場合にも、お気軽にご利用ください。

日時：9月9日(月)13時30分～16時

(受付は13時15分～15時30分)

場所：アゼリアモール(館林市楠町3648-1)

A館1階 アゼリアホール

司法書士、行政書士等の資格を有する行政相談委員も参加しますので、併せて

相続・遺言

相続手続、遺産分割、遺言書の作成

成年後見

認知症を患っている親の財産の管理

契約

契約書の作成、契約後の解約

などの民事の相談にも応じられます。

総務省行政相談センター まくみみ群馬

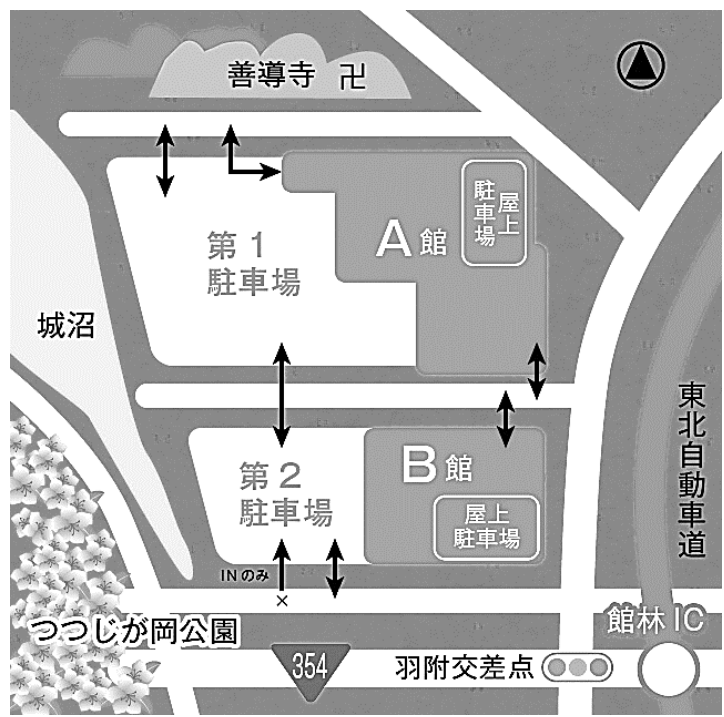
(群馬行政監視行政相談センター)

電話番号：0570-090110 または 027-221-1100



- ※ 受付は先着順のため、時間によってはご相談いただけない場合もあります。
- ※ 相談内容によっては、他の窓口を紹介したり、後日回答とさせていただきます。
- ※ 弁護士は参加しませんので、法的問題について、解決に向けた具体的な助言までは受けられない場合もあります。
- ※ 税理士は参加しませんので、具体的な課税額の計算等はできません。

館林特設行政相談所会場(アゼリアモール)
駐車場の御案内



☆ 邑楽町内での定例行政相談所のご案内 ☆
～ 無料・秘密厳守。お気軽にご相談ください ～

館林特設行政相談所とは別に、次のとおり定例行政相談所を開設しています。
行政全般に関する、身近な困りごとは行政相談委員へどうぞ！

行政相談委員	開催日	時間	場所
齊藤 敏江	毎月第2木曜日	13:30 ～ 16:00 ※12月は 10:00～ 15:00	中央公民館

※ この定例行政相談所には司法書士、行政書士等の資格を有する行政相談委員は参加しません。